



すいた市議会だより

No. 270 3月定例会号

編集 / 議会広報委員会

発行 / 吹田市議会

吹田市泉町1丁目3番40号

直通電話 06(6384)2696

FAX 06(6338)0920

総額2,008億円25年度予算を可決

企業立地促進条例を制定

3月1日から27日までの会期で3月定例会を開きました。市長提出の平成25年(2013年)度当初予算は、一般会計、9特別会計及び水道・病院会計で総額2008億円となっています。また、文化会館条例の一部改正案や、人選案件など73件が市長から提出されました。

本会議初日に、グリーンニューデール基金に係る随意契約及び関連業務等に関する調査特別委員会の委員長が中間報告を行い、また、昨年3月定例会から継続審査していた債権管理条例案の施行期日について、市長から修正申し出があり、承認しました。

市長提出議案のうち、千里丘北地区計画区域内の建築物制限条例案と執行機関の附属機関条例改正案(都市整備部所管分)の2件は、市長により撤回されましたが、平成25年4月の市長給料等特例条例案と、政務活動費交付条例改正案、議員報酬条例改正案は、慎重に審査するため次期定例会まで継続審査することになりました。

査していた債権管理条例案及び企業立地促進条例案を含め、すべて可決しましたが、道路占用料徴収条例改正案、平成24年度一般会計補正予算案、平成25年度一般会計補正予算案と平成25年度一般会計補正予算案は、審査の過程で市長から修正申し出があり、承認しました。

また、平成25年度一般会計当初予算案の組み替え動議は、賛成少数で否決しました。

なお、議員から提出された老人医療費助成対象者の見直しを1年先送りする条例改正案と議員定数条例改正案は、賛成少数で否決しました。

予算

1 一般会計

平成25年(2013年)度一般会計当初予算は1046億6565万円で、前年度比0.5%の減となっています。

新年度の主な事業とその経費は、消費者保護のための苦情処理及び相談業務に1561万円、(仮称)千

ホームページをリニューアルしました



より見やすい市議会ホームページを目指して、リニューアルしました。ぜひ、トップページ左のバナーから、インターネットによる議会中継や会議録などをご覧ください。

主な掲載内容

- 3月定例会の概要.....1~3
- 100条委員会の中間報告から.....3
- 各会派の代表質問・質問(個人)...4~9
- 政府等へ意見書.....10
- 常任委員会の審査から.....10~13
- 議決結果.....14~15
- 議会日誌、要望・陳情.....16

定例会の概要

100条委員会
中間報告

各会派の質問

意見書

常任委員会

議決結果

要望・陳情

2 特別会計・事業会計

一コミュニティ施設整備事業に1044万円、市域全体で認知症高齢者を見守り支える仕組みをつくる認知症地域サポートモデル事業に88万円、吹二地区高齢者いこいの間新築事業に1546万円、児童虐待防止のための啓発、相談の実施に1131万円、病氣中または回復期の児童の一時受け入れを委託する病児・病後児保育事業に4350万円、環境美化推進重点地区及び喫煙禁止地区に追加指定された阪急関大前駅周辺を含めて、ポイ捨て防止などにより環境美化を推進する経費として353万円、未熟児の入院治療に要する医療費を養育者に給付する事業に2302万円、市内での事業所新設や既存事業所の拡張を行う企業、地域経済の循環と活性化につながる事業活動を行う企業への補助に2520万円、吹田操車場跡地整備事業に5億4841万円、千里山駅周辺整備事業に7億9503万円、都市計画道路南吹田駅前線の立体交差事業に9億9701万円、子どもたちの英語でコミュニケーションをとる意欲の向上を図るための体験事業に49万円、小・中学校校舎の耐震補強に6億4067万円、(仮称)千里丘北小学校建設工事に4億2199万円、山手地区公民館の移転用地取得に9885万円などです。

(賛成多数で可決)

2 特別会計・事業会計

国民健康保険、介護保険など9特別会計の当初予算の総額は765億5507万円で、前年度比1・8%の増となっています。そのうち国保会計は369億1036万円で0・8%の増、介護保険会計は214億2114万円で4・3%の増となっています。

水道事業会計は86億8860万円で前年度比1・7%の減、病院事業会計は109億3610万円で0・1%の増となっています。(国民健康保険特別会計は賛成多数で可決)

主な条例

※平成24年3月定例会提出の継続

審査分

○債権管理条例

債権の徴収及び滞納整理について、より一層の適正な執行を図るため、債権管理に関する事務処理について一般的基準などを定めるものです。(賛成多数で可決)

※平成24年12月定例会提出の継続

審査分

○企業立地促進条例

吹田操車場跡地等への企業の誘致を進めるため、国や大阪府の施策と

連携を図りながら、奨励金交付等の企業誘致施策を展開することにより、企業立地の促進を図るものです。

※平成25年3月定例会提出分

○積立基金条例の一部改正

一般会計の一時的な資金不足など、財政上必要な場合に繰り替え運用ができる基金の範囲を拡大するものです。(賛成多数で可決)

○文化会館条例の一部改正

住所又は所在地が本市内にある者が、入場料などを徴収せずにホールを使用する場合の使用料を、一般の使用料の5割と定めるものです。

○市営住宅条例の一部改正

入居申込者資格に、保証人要件等を加えるとともに、市営住宅の整備基準などを定めるものです。(賛成多数で可決)

○武道館条例の一部改正

第2武道室の試合場の面数の変更に伴い、1面当たりの使用料を引き下げるものです。

○千里ニュータウン地区計画

区域内の建築物制限条例の一部改正

地区計画に追加された津雲台3丁

目地区など3地区の地区整備計画区域内において、建築物の用途、容積率等の制限を定めるものです。

○子育て青少年拠点夢つながり未来館条例の一部改正

青少年活動サポートプラザに指定管理者制度を導入するとともに、本市内在住・在勤・在学者のうち、18歳未満又は高校生以下の青少年の使用料を無料と定めるものです。(賛成多数で可決)

○(仮称)南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更

物価変動により、維持管理・運営費の減額を行うものです。

契約

請願

3月定例会では、市民から提出された請願2件のうち、1件を採択し、1件を不採択としました。

採択された請願

○南千里リザーブゾーンの整備
 に関し、駅前の良好な環境整備を求める請願

事業者の開発計画は、周辺の環境に配慮し調和のとれた景観を目指したものと、は到底認められない。

千里ニュータウンのまちづくり指針や住民等との懇談会でまとめた整備の在り方を遵守した計画になるよう、事業者に強く指導してほしい。

不採択となった請願

○国保加入者の生活に配慮し、国民健康保険料引上げの再検討を求める請願

採択請願の処理報告

12月定例会で採択した請願3件について、市長から処理結果の報告がありました。

○体育指導員の配置・体制に関する請願

地域スポーツ振興の推進役として活動している方々との協働で、運動の苦手な方に身近な場所で気軽に運動していただく「eスポーツプロジエクト」を全市に拡大するなど、これまでは拡充できなかった館外での事業に重点を移し、引き続き体育指導員の経験や知識をいかせる、全市民的な役割を明確にし、市民の健康づくりに取り組みたい。

○児童公園新設に関する請願

街区公園である千里山西公園を中心とした半径250mの範囲内に、当該マンションの建設計画地が位置するとともに、ももその遊園ほか6か所の遊園が設置されており、公園等の配置として充足している。

○吹田市市民病院の機能と体制の充実を求める請願

地方独立行政法人化後も、今まで同様、自治体病院としての役割を果たし、より一層の病院の機能と体制の充実が図れるよう、中期目標を通じて指示していきたい。また、地方独立行政法人法で定められている運営費負担金の交付を行い、本市からの財源措置を継続していきたい。

人事

3月定例会では、次の方々の選任に同意しました。

教育委員会委員（任期4年）

箕面市半町3丁目5番Cー513号

鈴木直氏

公平委員会委員（任期4年）

豊中市緑丘3丁目11番14ー408号

野呂充氏

固定資産評価員

高槻市富田町6丁目11番5号

西山均氏

100条委員会の中間報告から

グリーンニューデール基金に係る随意契約及び関連業務等に関する調査特別委員会の活動経過について委員長が本会議（3月1日）で報告を行いました。

内容は一部をお伝えします。

昨年12月3日の第1回委員会では、委員会開催のための作業を行う会議として準備会を設置し、その中で調査対象とする市の事務やそれに対する尋問項目の作成、証人喚問や参考人招致などについて協議していくことなどを決定しました。

本年1月8日の第2回委員会では、今後、調査に必要な資料については、市長をはじめ関係者に対し、地方自治法第100条に基づかない任意の提出依頼を行いました。

1月24日には、今回の問題について職員からも情報を得るため、非常勤職員やアルバイトを含む全職員、約5100名を対象にアンケート調査を実施しました。

1月25日の第3回委員会では、市長をはじめ関係者に対する追加の資料要求などを行いました。

2月6日の第4回委員会では、本

委員会が実施したアンケート調査に関して、総務部長名で、各部署局長等に同調査を実質的に妨害する内容の文書が配付されたことに対して、委員長から市長に抗議文を直接手渡し、厳重に抗議を行いました。その後、市長をはじめ11人の関係職員（参考人）への質問などを行いました。

2月12日の第5回委員会では、前副市長をはじめ12人の関係職員（参考人）に質問を行いました。

2月18日の第6回委員会では、関係企業の代表取締役をはじめ4人の参考人への質問などを行いました。

2月19日の第7回委員会では、井上哲也後援会の代表や関係企業の担当者など4人の参考人への質問などを行いました。

2月21日の第8回委員会では、市長をはじめ関係者に対する追加の資料要求などを行いました。

2月27日の第9回委員会では、市長の元私設秘書をはじめ二人の参考人に質問を行いました。

※なお、中間報告後の活動については、3月7日の第10回委員会では、関係企業の代表取締役に参加者として質問を行い、関係者に対する追加の資料要求などを行いました。

4月18日の第11回委員会では、今後、法的な助言や指導などを得ながら、調査を進めるため、弁護士と委託契約を結ぶことを決定しました。